

令和7年度 第2回 鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会

令和8年3月17日(火) 15:30

市役所 12階 1204会議室

1 教育指導課長あいさつ

2 報告事項

(1) 令和7年度モデル事業実施報告について(資料1-1、1-2、1-3、1-4)

(2) 中学生対象の活動(運動種目)の取組状況について(資料2)

3 協議事項

(1) 平日の学校部活動の在り方について(資料3-1、3-2、3-3)

4 その他

次年度協議会について(事務局から連絡)

令和7年度 モデル事業クラブ参加数調

	種目	応募 人数	11月1日		12月6日		1月10日		2月7日		総計	
			参加 人数	参加 割合	参加 人数	参加 割合	参加 人数	参加 割合	参加 人数	参加 割合	参加 人数	参加 割合
①	サッカー	82	73	89.0%	49	59.8%	58	70.7%	46	56.1%	226	68.9%
②	ソフトテニス	69	61	88.4%	68	98.6%	65	94.2%	41	59.4%	235	85.1%
③	ソフトボール	35	11	31.4%	33	94.3%	32	91.4%	29	82.9%	105	75.0%
④	軟式野球	125	118	94.4%	111	88.8%	117	93.6%	100	80.0%	446	89.2%
⑤	バスケットボール	46	37	80.4%	15	32.6%	18	39.1%	24	52.2%	94	51.1%
⑥	バドミントン	13	8	61.5%	7	53.8%	1	7.7%	11	84.6%	27	51.9%
⑦	ハンドボール	35	30	85.7%	31	88.6%	12	34.3%	22	62.9%	95	67.9%
⑧	陸上競技	135	119	88.1%	108	80.0%	114	84.4%	109	80.7%	450	83.3%
⑨	合唱	8	7	87.5%	5	62.5%	5	62.5%	6	75.0%	23	71.9%
⑩	吹奏楽	136	102	75.0%	129	94.9%	129	94.9%	124	91.2%	484	89.0%
	計	684	566	82.7%	556	81.3%	551	80.6%	512	74.9%	2185	79.9%

着色箇所【参加率40%以下】に係る補足説明(開催日及び要因等)

- ① 11月1日 (ソフトボール)協会主催の大会参加に伴い、モデル事業参加人数減
- ② 12月6日 (バスケットボール)協会主催の大会参加に伴い、モデル事業参加人数減
- ③ 1月10日 (バスケットボール、バドミントン、ハンドボール)協会主催の大会参加に伴い、モデル事業参加人数減

モデル事業アンケート調査結果(参加生徒)

1. 技能の向上を感じましたか		
回答	人数	割合
感じた	200	58.8%
どちらかと言えば感じた	116	34.1%
どちらかと言えば感じなかった	18	5.3%
感じなかった	6	1.8%

2. 技能の向上はどれくらい重要ですか		
回答	人数	割合
重要である	200	58.8%
やや重要である	125	36.8%
あまり重要ではない	13	3.8%
重要ではない	2	0.6%

3. 楽しさを感じましたか		
回答	人数	割合
感じた	235	69.1%
どちらかと言えば感じた	86	25.3%
どちらかと言えば感じなかった	15	4.4%
感じなかった	4	1.2%

4. 楽しさはどれくらい重要ですか		
回答	人数	割合
重要である	259	76.2%
やや重要である	74	21.8%
あまり重要ではない	6	1.8%
重要ではない	1	0.3%

5. 他校生と活動してどう思いましたか		
回答	人数	割合
よかった	243	71.5%
どちらかと言えばよかった	88	25.9%
どちらかと言えばよくなかった	9	2.6%
よくなかった	0	0.0%

6. 他校生と一緒に活動することは重要ですか		
回答	人数	割合
重要である	145	42.6%
やや重要である	141	41.5%
あまり重要ではない	47	13.8%
重要ではない	7	2.1%

7. 今回の活動に満足していますか		
回答	人数	割合
満足している	190	55.9%
どちらかと言えば満足している	127	37.3%
どちらかと言えば満足していない	17	5.0%
満足していない	6	1.8%

※1 生徒回答(N=340)

※2 割合は、小数第2位四捨五入で計算

※3 100.0%を超える割合計あり

令和 7 年度モデル事業アンケート 保護者記述式 (抜粋編集)

1	適性を見極められるような環境を希望する。楽しいと感じられる活動にしていきたい。
2	地域移行した際のユニフォームの取扱い等について知りたい。
3	IDの活用により、参加状況を確認できた。
4	小学生を中学生が指導したり、一緒にプレーするような場面もあるとよい。
5	中学生は、自転車で活動場所に行くことができるため、毎回、開催場所を変更の上、練習試合などを実施していただきたい。
6	出欠の連絡方法をアナウンスしていただきたい。
7	競技力向上目的ではなく、様々な子どもたちと関わりあう機会を作っていただきたい。
8	クラブチームだと、学業との両立や送迎負担があるため、活動ができる環境を提供していただきたい。費用負担が伴っても、試合や練習を実施していただきたい。
9	各分野の専門性を有する指導者に教えていただき、新たな分野への挑戦につながった。
10	プロの選手に教えていただき、貴重な経験となった。
11	次年度以降、中学校単位での試合参加ができないことやこどもの活動が限定されることを懸念している。
12	会場が遠方のため、会場受付時間が保護者にメール配信され、安心できた。
13	負傷した際、迅速、丁寧に対応いただき、移行後も、安心して活動できると思われる。
14	他校で指導したり、他校生を迎えたりする準備等で、教員の負担が増えている気がする。
15	学校で教われないことを丁寧に教えていただいた。他校生との交流も刺激になった。
16	楽器移動は保護者の送迎を要します。個人で楽器購入は困難である。外部で他校生と活動する必要性がわからない。楽器修理費や講師代を負担し、学校部活動を継続した方がよい。
17	保護者としては、学校部活動に費用負担してもよいと考える。顧問が、その費用で専門的な指導者に依頼してもよいと思われる。
18	地域移行の話題に関連し、今後の大会の在り方や高等学校等の部活動の方向性について情報をいただきたい。
19	初心者が、中学で始め、楽しめる競技が少なくなっている。所属する活動以外にも気軽に参加できる機会があればよい。
20	現部活動と同等の運動量を確保していただきたい。合宿や遠征等を増やし、地域全体で技術力向上に取り組んでいただきたい。

21	中学校教員の負担が減っていないと思われる。
22	学校又は市単位で大会出場するか等、詳細をうかがいたい。
23	休日に練習試合等がなくなることで、こどもの意欲低下につながることを懸念する。
24	協会主催の試合や講習会と重複したことから、日程変更も検討いただきたかった。
25	子育て世代の負担軽減のため、できる限りの公的資金支援を希望する。
26	技術や指導力を有する指導者に指導いただきたい。ある程度の費用負担は必要だと考える。
27	他校生との合同練習であり、チームとしての戦略や練習ができない面もあると思われる。休日の活動がなくなると、何をめざして活動するか等、地域移行の取組について疑問が残る。
28	詳細が不明なため不安が残る。学校部活動がよいという思いが払拭できない。部活動のままでは負担額が増えることを希望する。
29	楽器運搬に負担を感じた。大型車を要する楽器があることや、軽自動車では楽器と子どもを乗せることが困難であることを知っていただきたい。
30	指導者負担もあるため、交通費や指導料等支払いを明確にした方がよいと思われる。
31	地域移行を延期していただきたい。大会参加要件等、県で統一していただきたい。
32	参加手段に格差があることを憂慮している。低廉な費用負担でバスなどの送迎手段を用意していただきたい。
33	欠席連絡や了承メールは、本人と指導者だけ知りえればよい情報であるため、他者に表示される必要がない。テトルのような配信専用、返信は配信者のみという形が望ましい。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

資料3-1

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

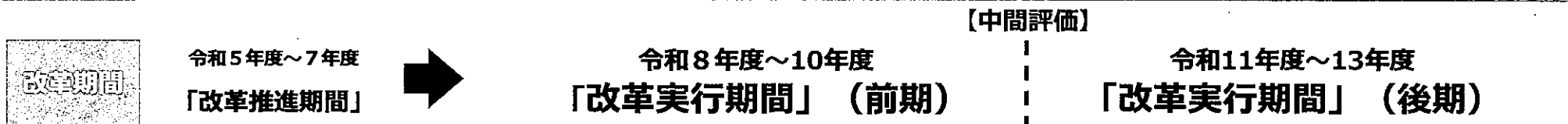
- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出



取組方針

休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
 ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手
 （中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）
 ※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要

認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

地域展開の円滑な推進に当たっての対応

推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映・多画促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

関連制度

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）
 教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」令和7年12月文部科学省より抜粋

IV 学校部活動の在り方

公立の中学校等については休日を中心に地域展開を進めているところ、本章では、地域展開が進むまでの間における休日の部活動や、地域の実情等に応じて対応が異なる平日の部活動等の在り方を示すほか、国立・私立の中学校等及び高等学校も含めた部活動の在り方を示す。高等学校については、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- 都道府県、学校の設置者、校長は、それぞれ、本ガイドライン等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定すること。
- 校長は、学校部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

- ・学校の設置者は、各学校において部活動の活動方針や活動計画の策定等を効率的に行うことができるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うこと（都道府県は、必要に応じて学校の設置者への支援を行うこと）。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることから、部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を行うこと（学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討）。
- 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うこと。
- 教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意すること。
- 学校設置者は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教師の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施すること。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

【休 養 日】週 2 日以上の休養日を設定すること。

【活動時間】1 日の活動時間は、長くとも平日は 1 日 2 時間程度、休日は 1 日 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

【そ の 他】長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

- ・ 上記の休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（※）も踏まえて設定したものである。文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、学校内外の活動、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様に設定している。

（※）「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

学習指導要領における部活動に関する記載の変遷 (S33~H29)

資料3-3

※中学校学習指導要領を掲載しているが、高等学校・特別支援学校についても同様に記載されている

昭和33年文部省告示第81号	昭和44年文部省告示第30号	昭和52年文部省告示第156号	平成元年文部省告示第25号
<p>第1章 総則</p> <p>第1 教育課程の編成</p> <p>2 授業時数の配当</p> <p>(4) 各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等に授業時数を配当するにあたっては、下記の事項に注意する必要がある。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 特別教育活動のうち生徒会活動、クラブ活動などや学校行事等については、それらに充てる授業時数は定められていないが、年間、学期、月または週ごとに適切な授業時数を配当するようにすることが望ましいこと。</p>	<p>第4章 特別活動</p> <p>第3 指導計画の作成と内容全体にわたる取り扱い</p> <p>1 特別活動に充てる授業時数については、次のとおりとする。</p> <p>(1) クラブ活動、学級会活動および学級指導(学校給食を除く。)のそれぞれに充てる授業時数は、学校や学級の実態を考慮して、適切に定めること。</p> <p>なお、この際、クラブ活動に充てる授業時数については、選択教科等に充てる授業時数の運用、1単位時間の定め方などによって、毎週、適切な時間を確保するように配慮すること。</p>	<p>第4章 特別活動</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>3 学級会活動、クラブ活動及び学級指導(学校給食に係るものを除く。)のそれぞれに充てる授業時数は、学校や学級の実態を考慮して適切に定めるものとする。クラブ活動については、毎週実施できるように配慮する必要がある。また、学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いものについても、適切に実施できるように配慮する必要がある。</p>	<p>第4章 特別活動</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>4 クラブ活動については、学校や生徒の実態に応じて実施の形態や方法などを適切に工夫するよう配慮するものとする。なお、部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする。</p>

学習指導要領における部活動に関する記載の変遷 (S33~H29)

※中学校学習指導要領を掲載しているが、高等学校・特別支援学校についても同様に記載されている

平成10年文部省告示第176号	平成20年文部科学省告示第28号	平成29年文部科学省告示第64号
<p>記載なし</p>	<p>第1章 総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>2 (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。</p>	<p>第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等</p> <p>ウ <u>教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。</u></p>

資料 3 - 3 表 1 学習指導要領上の位置付けの変遷

改定	完全実施	位置付け		活動時間	休養日	備考
昭和 22 年	昭和 22 年	教育課程内	自由研究 (クラブ活動)	特になし	特になし	
昭和 33 年	昭和 37 年	教育課程内	クラブ活動	特になし	特になし	
昭和 44 年	昭和 47 年	教育課程内	必修クラブ	特になし	特になし	
		教育課程外	部活動			
昭和 52 年	昭和 56 年	教育課程内	必修クラブ	特になし	特になし	
		教育課程外	部活動			
平成 元年	平成 5 年	教育課程内	必修クラブ	特になし	特になし	勝利至上主義の台頭 活動の長時間化
		教育課程外	部活動 (代替措置)			
平成 10 年	平成 14 年	教育課程外	部活動	休養日設定 示唆	特になし	週休 2 日制の導入
平成 20 年	平成 24 年	教育課程外	部活動 学校活動の一環	過度の負担とな らないよう配慮	特になし	朝練・夕練・遠征 常態化
平成 29 年	令和 3 年	教育課程外	部活動 学校教育の一環	平日 2 時間程度 休日 3 時間程度 (長期休業含む)	週 2 日以上 平日 1 日 休日 1 日	運動部活動 ガイドライン制定

資料 3 - 3 表 2 鈴鹿市部活動指針における活動時間と休養日の変遷

	活動時間	休養日
平成 28 年 3 月	平日 2 ~ 3 時間程度以内	(例として) 週 1 日以上
平成 31 年 3 月	平日 2 時間以内、休日 4 時間以内 (長期休業含む)	週当たり 2 日 (平日 1 日、休日 1 日)
令和 2 年 3 月	平日 2 時間以内、休日 3 時間以内 (長期休業含む)	週当たり 2 日 (平日 1 日、休日 1 日)

資料 3 - 3 表 3 学習指導要領上の位置付けにおける小学校と中学校の比較

	小学校	中学校
位置付け	教育課程内 特別活動：クラブ活動	教育課程外 自主的活動：部活動
実施時間	授業時間内 (6 限目など)	放課後・休日
指導者	原則、学級担任等の教員	顧問 (教員)、外部指導者
履修	必修 (全員参加)	任意 (希望者のみ)
活動目的	異学年交流、個性の伸長、 人間関係の形成、社会性の育成	心身の成長、技術の向上、 社会性の育成、豊かな学校生活の実現
地域移行の影響	対象外 (授業のため学校が実施)	推進の対象 (地域主体へ)

令和 7 年度モデル事業アンケート 指導者記述式 (抜粋編集)

1	地域クラブとなった場合、運営や資金面、マネジメント等の課題がある。資金面での支援を受けられるよう依頼したい。教育委員会だけでなく、全市的に取り組んでいただきたい。
2	認定クラブが中体連主催大会の参加要件となることから、地域クラブ指導希望者から不安の声が上がっている。大会参加の在り方や、こどもの活動機会の確保について検討いただきたい。
3	この活動が、毎週行われ、チームになっていくと有意義な活動になると思われる。
4	10月以降も活動を続けている3年生もいる。なぜ、1、2年生に限ったのか。今後の方向性について、もっと現場の声を聴取し、こどもファーストとなるよう、検討いただきたい。
5	中学校教員との連携を図りたいと考えている。今後は、ジュニアチームとの連携も不可欠となると思われるため、指導者同士の意見交換会等も必要であると思われる。
6	今年の10月から実施となると、準備が不十分であると感じている。事務に携わったが、学校ごとであれば負担にならないことが他校と行うことで生じる課題もあった。
7	吹奏楽は、設備面の問題解決が難しいと感じた。楽器や練習場所など、学校の施設設備が利用できるようにしていただきたい。
8	こどもにとって楽しい活動になることを優先したい。少人数校では行えないような練習ができたことに感謝している。
9	2026年度に、ハンドボールは、中体連最後となり、秋以降の体系が大きくかわるが、今後もこのような講習ができればよいと考える。
10	指導面では、日常のことと変わりなく、負担も感じなかったが、事務・会計処理担当者から共有された内容を見る限り、かなり大変だったと推察される。
11	指導者のおかげで参加生徒も楽しそうだった。必要なボール等も購入することができ、今後に生かせる事業となった。
12	参加状況に学校間で差があった。生徒の受け皿のためだけではなく、競技力向上に資すると考えているため、積極的に参画いただきたい。
13	地域移行になった場合、謝金や運営費、練習場所の確保が心配である。
14	地域移行後も、これまでどおり、学校施設や設備を利用できるようにしていただきたい。
15	外部活動には、金銭面や時間面でこどもたちに負担がかかると思われる。
16	休日の活動がなくなっていく中、今後のクラブチームでの活動に参考となった。
17	認定制度を導入していただきたい。
18	もう少し柔軟に日程調整が行えるようにしていただきたかった。
19	モデル事業をとおして、地域展開のイメージ等を理解することができた。
20	地域指導者を積極的に募ったり、広報活動をしたりするなど、市がさらに取組を推進していただきたい。不明な点が多くあるため、積極的に情報発信していただきたい。